

広島県温泉法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(掘削許可等の有効期間の更新申請書)</p> <p>第二条 省令第二条の規定による申請書は、別記様式第三号によらなければならない。</p> <p>(掘削又は増掘施設等の変更許可申請書)</p> <p>第五条 省令第四条の三第一項の規定による申請書は、別記様式第五号によらなければならない。</p> <p>(工事の完了又は廃止の届出書)</p> <p>第六条 省令第五条の規定による届出書は、別記様式第六号によらなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、省令第五条第二項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(増掘又は動力装置許可申請書)</p> <p>第七条 省令第六条第一項の規定による申請書は、別記様式第七号によらなければならない。</p>	<p>(温泉増掘又は動力装置許可申請書)</p> <p>第二条 省令第六条第一項の規定による申請書は、別記様式第三号によらなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、省令第六条第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 国土地理院発行二万五千分の一地形図による位置図</p> <p>二 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号。以下「法」という。)第十八条第三項に規定する温泉成分分析(以下単に「温泉成分分析」という。)の成績書の写し</p> <p>三 動力装置許可申請の場合は、動力装置設置詳細計画図及び動力装置の概要を示す資料</p> <p>四 増掘許可申請の場合は、掘削孔断面計画図</p> <p>五 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為の写し</p> <p>(掘削許可等の有効期間の更新申請書)</p> <p>第五条 省令第二条の規定による申請書は、別記様式第五号によらなければならない。</p> <p>(工事の完了又は廃止の届出書)</p> <p>第六条 省令第五条の規定による届出書は、別記様式第六号によらなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>

2 前項の申請書には、省令第六条第二項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 国土地理院発行二万五千分の一地形図による位置図

二 温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号。以下「法」という。)第十八条第二項に規定する温泉成分分析(以下単に「温泉成分分析」という。)の成績書の写し

三 動力装置許可申請の場合は、動力装置設置詳細計画図及び動力装置の概要を示す資料

四 増掘許可申請の場合は、掘削孔断面計画図

五 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為の写し

(動力装置変更届)

第八条 法第十一条第一項の規定により動力装置の許可を受けた者は、当該許可を受けた範囲内で、動力装置を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第八号による動力装置変更届を知事に提出しなければならない。

2 (略)

(温泉採取許可申請書)

第九条 省令第六条の二第一項の規定による申請書は、別記様式第九号によらなければならない。

(温泉採取許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認申請書)

第十条 省令第六条の四第一項の規定による申請書は、別記様式第十号によらなければならない。

(温泉採取許可を受けた者の相続の承認申請書)

第十一条 省令第六条の五第一項の規定による申請書は、別記様式第十一号によらなければならない。

(可燃性天然ガス濃度確認申請書)

第十二条 省令第六条の七第一項の規定による申請書は、別記様式第十二号によらなければならない。

(動力装置変更届)

第七条 法第十一条第一項の規定により動力装置の許可を受けた者は、当該許可を受けた範囲内で、動力装置を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第七号による動力装置変更届を知事に提出しなければならない。

2 (略)

2 省令第六条の六第二項の適用を求める申請者は、前項の申請書に、省令第六条の七第二項第一号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 採取しようとする温泉及び類似温泉（当該温泉採取場所の近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉をいう。以下同じ。）の温泉成分分析の成績書の写し

二 温泉採取場所と類似温泉採取場所の位置及び距離の分かる図面

三 温泉採取場所及び類似温泉採取場所の掘削孔断面図
（確認を受けた者の地位承継届）

第十三条 省令第六条の八第一項の規定による届出書は、別記様式第十三号によらなければならない。

（温泉採取者の氏名等の変更届）

第十四条 法第十四条の二第二項の規定による許可又は法第十四条の五第一項の規定による確認を受けた者が、その住所又は氏名法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地を変更したときは、別記様式第十四号による温泉採取者住所氏名変更届に変更事項を証する書類を添付して、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

（温泉採取施設等変更許可申請書）

第十五条 省令第六条の十第一項の規定による申請書は、別記様式第十五号によらなければならない。

（温泉採取事業廃止届）

第十六条 省令第六条の十一第一項の規定による届出書は、別記様式第十六号によらなければならない。

（温泉利用許可申請書）

第十七条 省令第七条第一項の規定による申請書は、別記様式第十七号によらなければならない。

2 （略）

（温泉利用許可申請書）

第八条 省令第七条第一項の規定による申請書は、別記様式第八号によらなければならない。

2 （略）

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認申請書)

第十八条 省令第八条第一項の規定による申請書は、別記様式第十八号によらなければならない。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認申請書)

第十九条 省令第九条第一項の規定による申請書は、別記様式第十九号によらなければならない。

(温泉の利用の変更又は廃止の届出)

第二十条 温泉利用施設の管理者は、省令第七条第一項の規定による申請書に記載した事項に変更があつた場合又は温泉の利用を廃止した場合は、別記様式第二十号による温泉利用に係る変更・廃止届に次の各号に掲げる書類を添付して、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 (略)

(温泉の成分、禁忌等の掲示内容届出書)

第二十一条 省令第十一条の規定による届出書は、別記様式第二十一号によらなければならない。

2 (略)

(登録分析機関登録申請書)

(温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認申請書)

第九条 省令第八条第一項の規定による申請書は、別記様式第九号によらなければならない。

(温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認申請書)

第十条 省令第九条第一項の規定による申請書は、別記様式第十号によらなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第十一条 温泉源から温泉を採取する者(以下「温泉採取者」という。)が、その住所又は氏名(法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、別記様式第十一号による温泉採取者住所氏名変更届に変更事項を証する書類を添付して、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

2 新たに温泉採取者となつた者は、別記様式第十二号による温泉採取者届に次の各号に掲げる書類を添付して、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

一 新たに温泉採取者となつたことを証する書類

二 届出者が法人である場合は、その定款又は寄附行為の写し

3 温泉利用施設の管理者は、省令第七条第一項の規定による申請書に記載した事項に変更があつた場合又は温泉の利用を廃止した場合は、別記様式第十三号による温泉利用に係る変更・廃止届に次の各号に掲げる書類を添付して、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 (略)

(温泉の成分、禁忌等の掲示内容届出書)

第十二条 省令第十一条の規定による届出書は、別記様式第十四号によらなければならない。

2 (略)

(登録分析機関登録申請書)

第二十二條 法第十九條第二項の規定による申請書は、別記様式第二十二号によらなければならない。

(登録分析機関登録事項変更届出書)

第二十三條 省令第十五條第一項の規定による届出書は、別記様式第二十三号によらなければならない。

2 (略)

(登録分析機関登録廃止届出書)

第二十四條 省令第十六條の規定による届出書は、別記様式第二十四号によらなければならない。

2 (略)

(書類の経由)

第二十五條 法、省令及びこの規則によつて知事に提出する書類は、その工事を施行し、又は温泉を採取若しくは利用する地(以下「採取地等」という。)が広島市、呉市又は福山市の区域内である場合を除き、当該利用地の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、当該採取地等が呉市又は福山市の区域内にある場合には、それぞれ呉地域保健所長又は福山地域保健所長を経由するものとする。

第十三條 法第十九條第二項の規定による申請書は、別記様式第十五号によらなければならない。

(登録分析機関登録事項変更届出書)

第十四條 省令第十五條第一項の規定による届出書は、別記様式第十六号によらなければならない。

2 (略)

(登録分析機関登録廃止届出書)

第十五條 省令第十六條の規定による届出書は、別記様式第十七号によらなければならない。

2 (略)

(書類の経由)

第十六條 法、省令及びこの規則によつて知事に提出する書類は、その工事を施行し、又は温泉を利用する地(以下「利用地」という。)が広島市、呉市又は福山市の区域内である場合を除き、当該利用地の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、当該利用地が呉市又は福山市の区域内にある場合には、それぞれ呉地域保健所長又は福山地域保健所長を経由するものとする。